

23年度市の財政状況を公表します

市債の状況

市では、市民の皆さんに市政を考える上での参考にしていただくため、年2回、市の財政状況を公表しています。

今回は、23年度（23年4月1日～24年3月31日）の予算、市債の現在高、基金、財産の状況などについてお知らせします。

詳しくは財政課 ☎470・7706へ。



市債の状況
（24年3月末現在）
37万4千円

（内訳）一般会計 25.4億
35.42万6千円▽国民健康
保険特別会計 1億1千円▽下水
道事業特別会計 15.0億5
29.4万9千円

市民負担の概況

市の財源は、皆さんが納めている市税のほか、国や都からの支出金などによって構成

を利用する世代にも負担をしてもらうことが適当な事業の場合、市では事業費の一定割合を「市債」として国などから借り入れを行っています。

◆市債残高 40.5億8837万4千円

◆基金の状況
（24年3月末現在）
基金は、家計で言えば「貯金」に当たるものです。多額の資金が必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら目的ごとに積み立てています。

◆基金現在高 34億6715万4千円
（内訳）財政調整基金 12億6822万5千円▽その他の

基金 21億9892万8千円
公有財産の状況
（24年3月末現在）
公有財産とは、市が所有する不動産や動産などを言います。そのうちの土地、建物などの財産は次の通りです。

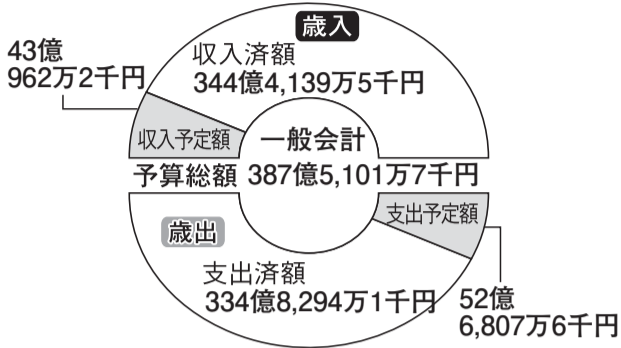
◆土地 56万9026・12平方メートル

◆建物 20万1921・88平方メートル

◆工作物 141カ所
※金額は千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

■一般会計

予算総額 387億5,101万7千円
当初予算額は390億900万円でしたが、5回の補正を行いました。
（歳入）収入済額 344億4,139万5千円（収入率）88.9%
（歳出）支出済額 334億8,294万1千円（執行率）86.4%



■国民健康保険特別会計

予算総額 125億1,610万9千円
（歳入）収入済額 116億680万8千円（収入率）92.7%
（歳出）支出済額 111億2,719万2千円（執行率）88.9%

■後期高齢者医療特別会計

予算総額 20億3,392万1千円
（歳入）収入済額 19億8,968万4千円（収入率）97.8%
（歳出）支出済額 17億3,871万9千円（執行率）85.5%

■介護保険特別会計

予算総額 60億8,437万3千円
（歳入）収入済額 53億2,466万円（収入率）87.5%
（歳出）支出済額 54億8,423万4千円（執行率）90.1%

■下水道事業特別会計

予算総額 33億1,429万3千円
（歳入）収入済額 25億6,973万7千円（収入率）77.5%
（歳出）支出済額 29億2,352万8千円（執行率）88.2%

※使用している数値は、いずれも24年3月末日現在のものです。1年間の決算は、現金の未収・未払いの整理を行うために設けられている「出納整理期間（4月1日～5月31日）」後に確定します。

既存の家屋に関する固定資産税軽減制度のご案内

③の住宅改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、家屋

の固定資産税を軽減する制度があります。適用を受けるためには、改修工事を完了後、必要書類をそろえて3カ月以内に申告が必要となります。各軽減の種類・要件は次の通りです。



①耐震改修住宅軽減

昭和57年1月1日以前から存在し、現行の耐震基準に適合した改修工事（30万円以上）を行っていること

②バリアフリー改修住宅軽減

平成19年1月1日以前から存在し、65歳以上の方、要介護・要支援の認定を受けている方および障害をお持ちの方が居住する住宅にバリアフリー改修工事（自己負担が30万円以上）を行っていること

③省エネ改修住宅軽減

平成20年1月1日以前から存在し、窓の改修工事を含む現行の省エネ基準に適合した

改修工事（30万円以上）を行っていること

※②と③のみ重複して軽減を受けることができます。また、各軽減の種類によって、軽減率や軽減期間および対象面積が異なります。

「一戸建て」の固定資産税のみが対象です。土地・償却資産の固定資産税、土地・家屋の都市計画税は軽減されません。詳しくは課税課家屋資産係 ☎470・7777（内線23422・2344）へ。

市税の納付にご協力ください

7月2日（月）は、市民税・都民税第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

図1 財政運営の仕組み

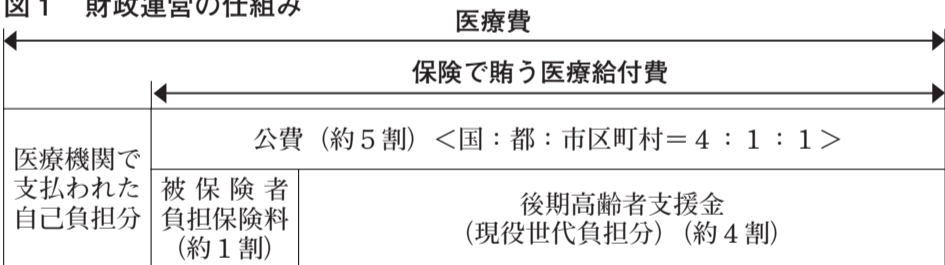


図2 24・25年度の都内の均一保険料額（年額。100円未満は切り捨て）

$$\text{年間の保険料額 (限度額55万円)} = \text{均等割額 (被保険者1人当たり 4万100円)} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額(注1) × 東京都の所得割率 8.19\%)}$$

（注1）賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得や山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と、世帯主の「総所得金額などを合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,010円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,015円
33万円+ (24.5万円×世帯主を除く被保険者の数) 以下 ※単身者は該当しません。	5割	2万50円
33万円+ (35万円×被保険者の数) 以下	2割	3万2,080円

※65歳以上（1月1日現在）の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

③会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、所得割額が無料になり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとにした軽減があります。

賦課のもととなる所得金額 (年金収入のみの場合)	軽減割合
(ア)15万円 (168万円) 以下	全額
(イ)20万円 (173万円) 以下	75%
(ウ)58万円 (211万円) 以下	50%

※（カッコ）内は年金収入のみで、他の所得が無い場合。
※(ア)・(イ)は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

後期高齢者医療保険料

24・25年度の保険料率が決定しました

1月の東京都後期高齢者医療広域連合協議会で、24・25年度の後期高齢者医療保険料の保険料率および軽減措置が決定しました。保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費などに応じて定められ、2年ごとに見直されま

す。このため、前年と同じ所得であっても保険料の額は変更します。また、都内では町村の一部を除き、保険料率は均一です。

今回の保険料率の改定では、医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、保険料の増加抑制対策を講じて、一定の負担をお願いせざるを得なくなりました。なお、引き続き所得に応じた保険料の軽減を行ってまいります。また、東京都後期高齢者医療広域連合の構成団体である都内の市区町村では、保険料抑制対策として一般財源を投入しています。当市では今年度約8900万円を負担する予定です。

4月の年金から24年度の保険料が天引きされている方は、後期高齢者医療制度では、制度に加入している方の医療費を「誰が」「どれくらい」の割合で負担するのか」が左上図に示されています。

財政運営のしくみ

保険料の納付書などの送付

22年中の所得に応じた仮の徴収です。23年中の所得に応じた保険料は、7月中旬に決定通知書兼納付（納入）通知書などを送付してお知らせします。

保険料の決め方

24・25年度における都内の均一保険料額（年額）の算出方法は、左上図2の通りです。

保険料の軽減

所得に応じて、左記①～③の保険料の軽減があります（軽減には、確定申告などの所得の申告が必要ですが）。詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846、または東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ「東京いきネット」(http://www.tokyo-ikinet/)をご覧ください。